

なお、すでに貸出実行中の技術及び機械関係分で、貸付期間が一ヶ年以上に亘るものと予定される分については、期間の可及的短縮を図るものとす

- (2) 鉄鉱石、強粘結炭及び屑鉄
五ヶ月以内の必要最短期間
但し輸入決済手形制度における四ヶ月適用地域からの輸入の場合は六ヶ月以内の必要最短期間
- (3) 生ゴム及びラテックス
四ヶ月以内の必要最短期間
- (4) 油脂原料(コブラ、カボック種、落花生、パーム油)
三ヶ月以内の必要最短期間
- (5) 錫 塊
五ヶ月以内の必要最短期間
- (6) ポーキサイト
五ヶ月以内の必要最短期間
- (7) 原油及び同製品
三ヶ月以内の必要最短期間
- (8) 木 材
四ヶ月以内の必要最短期間

【昭和二十八年十月二十六日】

十二月

第四・四半期における高率適用手続の運用について

第四・四半期の諸情勢に対処し、従来の金融方針を継続するため、高率適用手続を左により運用し、一月四日より実施することとなった。

第四・四半期における取引先に対する最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額は、従来の算定方式により算出される右限度額の夫々三〇%相当額とする

【昭和二十八年十二月二十五日】

明年度における農業手形制度の実施について

農家経済の現状に鑑み、農業手形制度及び本行における農業手形の取扱要項を現行の儘引続き明年度においても実施することとなった。

但し、農家の借入を認める時期(農手の始期)に関し制度運用上の特例として、早場米地帯に準ずる関東各都県及び岐阜、長野、山梨の三県内の農家については作付品種等も勘案の上所定の借入期間(十一月)内に供米代金等によつて決済確実と認められる場合に限り一月十六日からの借入を認め得る扱とすることとなつた。なお、本制度による市中貸出金利の最高限度についても現行通り指導することとした。

【昭和二十八年十二月二十五日】

昭和二十九年分

一 月

輸入決済手形及び輸入運賃手形の割引を同手形を担保とする手形貸付に改正

現在本行総貸出金中高率適用貸出は略々その半ばに過ぎない一方、高率適用外貸出は今後輸入決済手形等の増嵩を主因に漸増する見込であり、従つて高率適用手続の運用強化のみを以てしては充分所期の効果を挙げ難い実情にあるので、これが補完措置として輸入決済手形及び輸入運賃手形の割引を同手形を担保とする手形貸付に改め、且つ本件貸付を高率適用手続の対象外とし、一月十六日以降スタンブ押捺依頼分から実施することとなった。

但し、経過措置として昭和二十八年十二月三十一日以前に開設された信用状に基く輸入決済手形については、追つて通知する迄従来通り割引に応じ得ることとした。

本件実施に伴い在日外国銀行より手形貸付取引の開始方申出があつた場合は、輸入決済手形又は輸入運賃手形を担保とする手形貸付を認め得る扱とすることとした。

なお、本件手形については輸出前貸手形制度が準用されているので、その担保価格は手形金額の九割五分以内、貸付利子歩合は「国債、スタンブ手形及び輸出前貸手形等を担保とする貸付利子歩合」(日歩一銭七厘以上)によることとなり、又臨時金利調整法による銀行の貸出利率最高限度は日歩一銭九厘とすることとし、一件の金額百万円以下のものについても右最高限度を適用し、政策委員会の承認によつて書替継続により六ヶ月を越える貸出に対し一厘高を認める扱は行わないこととなった。

【昭和二十九年一月十六日】

輸入鉄鋼原料、皮革及び麻原料引取資金関係スタンプ手形の手形期間短縮並びに制度適用の廃止

輸入鉄鋼原料、皮革及び麻原料引取資金について、先に輸入原綿、原毛、原油及び脱脂綿用原綿引取資金関係スタンプ手形につき夫々手形期間の短縮乃至制度の適用の廃止を実施(昭和二十八年十月二十六日付短信参照)したと同様の趣旨から、今般左の通り措置することに決定し、一月十六日スタンプ押捺依頼分より実施することとなった。

- (一) 輸入鉄鋼原料(鉄鉱石、マンガン鉱、石炭及び銑鉄)、皮革(原皮)、硬質麻原料(アバカ及びサイザル)及び軟質麻原料中黄麻の引取資金につき、手形期間三ヶ月以内、四ヶ月以内、三ヶ月以内及び四ヶ月以内を夫々二ヶ月以内に改めること。
- (二) 輸入軟質麻原料中苧麻及び亞麻の引取資金に対するスタンプ手形制度の適用を廃止すること。【昭和二十九年一月十六日】

二月

高率適用手続の一部改正並びに調整率の決定

最近の金融情勢に鑑み、高率適用手続の限度額算定に当り取引先の預金の外、資産運用面をも考慮するよう改めるとともに、取引先の過度の本行依存を是正するため第二次高率適用貸付利子歩合を市中金利と二厘方逆輸にするよう引上げることとし、三月一日より実施することとなった。

- (1) 本行再割引適格商業手形を担保とする貸付
日歩二銭三厘(現行二銭一厘)
- (2) 輸出前貸手形、スタンプ手形、農業手形、
漁業手形又は漁業信用基金保証手形 } を担保とする貸付
日歩二銭五厘(現行二銭三厘)

但し、農業手形を担保とする貸付については二銭二厘迄軽減することができ、

- (3) (1)及び(2)に掲げる手形以外のものを担保とする貸付
日歩二銭六厘(現行二銭五厘)

又三月一日よりの新限度額は現行限度額を越える見込であるので、これを現行限度額と略同程度に抑える趣旨から調整率を差当り九〇パーセントとし、同じく

三月一日より実施することとなった。

【昭和二十九年二月二十五日】

三月

スタンプ手形の整理

- (一) 輸入物資引取資金関係スタンプ手形は、昨年十月以降逐次適用品目の整理、手形期間の短縮等を実施して来たが、最近の情勢に鑑みこれを三月三十一日スタンプ押捺依頼分限り廃止することとした。

但し、鉄鋼原料関係については業界の現況並びに別口外国為替貸付及び工業手形と同時にこれを廃止する場合は影響に鑑み、又皮革関係については業界の大部分が中小企業である事情に鑑み、暫定措置として差当りこれが存続を認めることとした。

- (二) 毛織專業者の原糸購入資金関係スタンプ手形は、毛紡織一貫メーカーの原毛引取資金に対する輸入物資引取資金関係スタンプ手形の廃止に伴い、これとの均衡上三月三十一日スタンプ押捺依頼分限り廃止することとした。

- (三) 輸入貨物海外運賃、保険料以外の輸入諸掛資金関係スタンプ手形は、輸入貨物入港後需要者に引渡すまでの国内運賃、荷役、倉敷料等諸掛資金につき優遇措置を存続する理由は既に乏しいので、三月三十一日スタンプ押捺依頼分限り廃止することとした。

- (四) 工業手形に対するスタンプ手形制度の準用は、通常の生産金融である原材料輸入資金につき現在格別の優遇措置を存続する理由に乏しく、且つこれを存続する場合には別口外国為替貸付の廃止及び輸入物資引取資金関係スタンプ手形整理の効果を減殺するので、これを三月三十一日スタンプ押捺依頼分限り廃止することとした。【昭和二十九年三月十五日】

別口外国為替貸付の新規貸付承認の取止

最近の国際収支の情勢に鑑み、輸入金融正常化の見地から別口外国為替貸付の新規貸付承認は三月十日からこれを取止めた。【昭和二十九年三月十五日】

四月

外国為替銀行法の成立

外国為替専門銀行制度の確立に關しては去る一月二十五日の臨時金融制度懇談

会において全会一致の結論には到達せず、賛否両意見についての答申が行われたが、大蔵省においては、その後外国為替銀行法案を国会に提出した。同法案は三月二十四日参議院を、四月三日衆議院を無修正で通過し、四月十日付をもつて公布施行されたが、衆議院においては、新たに設立される外国為替専門銀行に対し政府が強力な金融上の優遇策を講ずべき旨の附帯決議がなされている。同法の概要は次の通りである。

- (一) 主として外国為替取引及び貿易金融を営もうとする者に対し大蔵大臣は十分その適格性を検討の上、外国為替銀行となることを免許する。(右に伴い外国為替及び外国貿易管理法に基く従来の「外国為替銀行」は「外国為替公認銀行」と改められる。)
 - (二) 外国為替銀行は資本金一〇億円以上の株式会社とし、その業務範囲は、左に限定する。
 - (イ) 外国為替取引
 - (ロ) 信用状に関する業務
 - (ハ) 輸出入等対外取引に直接必要な資金の貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受
 - (ニ) 預金の受入
 - (ホ) 内国為替取引
 - (ヘ) 為替貿易に関連する金融で大蔵大臣が特に認可したもの
 - (三) 外国為替銀行は、外国為替取引及び貿易金融上重要な地以外に支店、営業所を設置することはできないが、この法律施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた銀行については、転換時に設置していた店舗を大蔵大臣の認可を受け、法律施行日から三年間引続き存置し得る。

なお、東京銀行においては、本法律の国会通過に伴つて直ちに改組準備室を設置し、本年九月頃を目標として、新発足の準備を進めている。
- 【昭和二十九年四月十五日】
- 日本銀行券預入令等を廃止する法律の成立
- 引揚者持帰り旧券等を新券と引換えることを目的とした首題の法律は、この程衆参両院で可決され四月十日公布されたが、その概要は次の通りである。
- (一) 引換える旧券

- (イ) 引揚者持帰り旧券
 - (ロ) 刑事事件で裁判所に領置されていた等やむを得ない事由のある旧券
 - (二) 引換代り金の限度
 - (イ) 旧券五万円以下の場合 旧券と同額
 - (ロ) 旧券五万円を超える場合 五万円を超える額の七〇％相当額に五万円を加えた額。但し、最高二〇万円
 - (三) 引換機関
 - (イ) 日本銀行及び政令で定める金融機関
 - (四) 交付金
 - (イ) 旧券の未回収残高に相当する金額の一部を国庫納付するに伴い不足する引換資金は政府から日本銀行に交付する
 - (五) 施行日
 - (イ) 公布の日から起算し六ヶ月以内の政令で定める日
- 【昭和二十九年四月十五日】
- 紡績十社輸入物資引取資金関係手形の市場割引及び短資業者に対する本行貸出限度額の改正
- 最近における優遇手形制度の整理に伴う対象手形の減少から、手形割引市場は自然消滅となる惧れもあるので、昨年十月以来手形割引市場の対象手形として認められて来た紡績十社振出短資業者宛輸入物資引取資金関係手形につき、スタンプ手形制度の適用廃止後も左の要領により引続きその市場売買の円滑を図ることとし、又右手形の市場出廻りは最近累増の趨勢にあり、短資業者に対する資金操作を弾力的に実施し得ることとする必要があるため、短資業者に対する本行貸出限度額についての手形売買に伴う資金及び短資取引に伴う資金の区別を撤廃することとした。
- (一) 本件手形には、その表面右下隅に㊦の表示を行い責任者が捺印するものとする。
 - (二) 手形期間は三ヶ月以内とする。
 - (三) 割引歩合は差当り短資業者買日歩二銭四厘、売日歩二銭三厘五毛程度を目標として指導する。

(四) 確認等の点については、従来の輸入物資引取資金関係スタンプ手形の場合と同様とする。 【昭和二十九年四月十五日】

五 月

昭和二十九年度購辦手形に引続きスタンプ手形制度適用

昭和二十九年生糸年度における器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者の購辦手形については、過般来の金融引締に伴う一連のスタンプ手形の整理との振合旁々輸出との関連も考慮し、従来の取扱方の内、スタンプ押捺限度の「八五%」を「六〇%」に、手形期間の「七ヶ月以内」を「六ヶ月以内」に改正の上引続きスタンプ手形制度の適用を認めることとした。

【昭和二十九年五月六日】

利息制限法の成立

現行利息制限法(明治十年太政官布告第六六号)が現状に適しなくなつたのに鑑み、法務省において新たに「利息制限法」を制定することとなり、予て法案を国会に提出中であつたが、この程国会を通過、五月十五日に公布され、六月十五日から施行されることとなつた。これにより現行利息制限法は廃止される。

新利息制限法の概要は次の通りである。

- (一) 金銭の消費貸借上の利息の最高限度を左の通り定め、これを超過する分は無効とする。

| | |
|-------------|-------|
| 元本十万円未満 | 年二 割 |
| 同十万円以上百万円未満 | 年一割八分 |
| 同百万円以上 | 年一割五分 |

但し、右の超過部分を任意に支払つた場合はその返還を請求することができない。

- (二) 利息の天引の場合、手取額について(一)の最高限度を超える部分は元本の返済とみなす。
- (三) 債権者の受ける礼金、割引金、手数料、調査料等は契約締結及び債務弁済の費用を除き名義の如何に拘らずすべて利息とみなす。
- (四) 金銭の消費貸借上の債務不履行による賠償額(延滞利息等)の予定の最高限度は(一)の二倍とする。

【昭和二十九年五月十五日】

六 月

ドイツ・日本特別決済勘定決済に係る期限付輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用並びに連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付利率の引下

今般ドイツ・日本特別決済勘定につき分散支払方式が採用されることとなつたのに伴い、右特別決済勘定決済に係る輸出取引につき期限付手形による決済が可能となつたため、政府においては右の期限付手形による決済を標準決済として認めることとすると共に、外国為替公認銀行の右期限付手形買相場を左の通り決定し六月一日から実施のこととなつたので、ドイツ・日本特別決済勘定決済に係るアメリカ合衆国通貨表示期限付輸出手形(三ヶ月以内の期限付であつて不改變信用状に基くものに限る。)につき同日以降貸付利子歩合日歩八厘五毛を以て外国為替引当貸付制度の適用を認めることとし、又外国為替公認銀行の期限付手形買相場(ロンドン向け)が左の通り変更され六月一日から実施されることとなつたのに伴い、連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合(現行日歩六厘)を日歩五厘に改め、外国為替公認銀行の手形買取日が六月一日以降のものに引当とする貸付分から実施した。

- (一) 外国為替公認銀行のドイツ・日本特別決済勘定決済に係るアメリカ合衆国通貨表示期限付手形買相場

| | |
|------|---------|
| 三〇日物 | 三五七円六七銭 |
| 六〇日物 | 三五六円六四銭 |
| 九〇日物 | 三五五円六一銭 |
- (二) 外国為替公認銀行の期限付手形買相場(ロンドン向け)の変更 (現 行)

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 三〇日物 | 一、〇〇七円六一銭 | 一、〇〇七円二〇銭 |
| 六〇日物 | 一、〇〇六円一六銭 | 一、〇〇五円三四銭 |
| 九〇日物 | 一、〇〇四円七一銭 | 一、〇〇三円四八銭 |

【昭和二十九年六月五日】

第二・四半期の高率適用手続の調整率
第二・四半期の金融情勢は、政資の大幅揚超に加え、輸入金融引締に伴う要決

済額の増加により、かなり繁忙を呈するものと見込まれ、本行二次高率適用貸出は期中相当増嵩を余儀なくされるものと予想されるが、従来の金融方針を継続する趣旨から、高率適用手続の調整率については、引続き現行の九〇%を踏襲することとなつた。

【昭和二十九年六月二十五日】

七 月

カナダ国通貨表示期限付輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用

今般大蔵省においては、カナダ国通貨を指定通貨と定めると共に、外国為替公認銀行のカナダ国通貨表示期限付手形買相場を左の通り決定し、七月一日から実施したので、カナダ国通貨表示期限付輸出手形（三か月以内の期限付であつて不改变信用状に基くものに限る。）につき、同日以降貸付利率日歩七厘五毛をもつて外国為替引当貸付制度の適用を認めることとした。

なお、(一)カナダ国向け輸出取引決済のため振出されたアメリカ合衆国通貨表示期限付輸出手形についても、従来同様外国為替引当貸付の適用を認め、(二)カナダ国以外の国との輸出取引につきカナダ国通貨表示期限付輸出手形による決済が標準外決済として認められた場合は、右期限付輸出手形（三か月以内の期限付であつて不改变信用状に基くものに限る。）につき、外国為替引当貸付の適用を認めて差支えないこととした。

外国為替公認銀行のカナダ国通貨表示期限付手形買相場

三〇日物 三六七円五二銭と三六三円九二銭との間

六〇日物 三六六円六二銭と三六三円〇二銭との間

九〇日物 三六五円七二銭と三六二円一二銭との間

(註) 右相場は、ニューヨーク市場におけるカナダ国通貨のアメリカ合衆国通貨建相場が一定の幅をこえて変動した場合は変更される。

【昭和二十九年七月五日】

高率適用手続の一部改正

今般輸出振興の見地から、担保適格輸出前貸手形の市中金利が日歩二銭一厘に引き下げられたのに伴い、これを担保とする手形貸付については、高率適用手続を適用しないこととし、七月二十二日以降の貸付分から実施した。

なお、右に伴い偽装契約等によるこれが濫用を防止するため、(一)市中融資の際当該輸出業者の過去一か年間程度の実績等を勘案の上慎重にこれに対するよう指導するほか、(二)担保として本行に差し入れられた輸出前貸手形中、手形期日まで引割引適格輸出前貸手形に切り替えられなかつたものについては、必要に応じ担保差入銀行から税関の通関証明済輸出申告書等を徴求し、輸出が行われたか否かを調査する、(三)右調査の結果正当な事由なくして輸出が行われなかつたと認められる事実が判明したときは、事情により(イ)当該商社の輸出前貸手形（引割引適格手形を含む。）に対するスタンプ押捺を一定期間停止するか、又は(ロ)当該手形を担保とする貸付を一般手形担保貸付として取り扱い、取引先から利息の差額を追徴する等の措置を考慮することとした。

【昭和二十九年七月二十六日】

八 月

スイス連邦通貨表示期限付輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用

今般大蔵省においては、スイス連邦通貨を指定通貨と定めると共に、外国為替公認銀行のスイス連邦通貨表示期限付手形買相場を左の通り決定し、八月二日から実施したので、スイス連邦通貨表示期限付輸出手形（三か月以内の期限付であつて不改变信用状に基くものに限る。）につき、同日以降貸付利率日歩四厘をもつて外国為替引当貸付制度の適用を認めることとした。

なお、(一)スイス連邦以外の国との輸出取引に対し、スイス連邦通貨表示期限付輸出手形による決済が標準外決済として認められた場合も、右期限付輸出手形（三か月以内の期限付であつて不改变信用状に基くものに限る。）につき外国為替引当貸付制度の適用を認め、又他の指定通貨についても、右と同様当該輸出取引につき標準外決済として承認を受けた場合も、右期限付輸出手形につき外国為替引当貸付制度の適用を認めて差支えなく、(二)スイス連邦通貨及びびききに指定通貨となつたカナダ国通貨表示の期限付手形買相場の如く、買相場に上限と下限とが定められている場合における右手形の引当価額算定上の換算相場については、それが右の上限と下限との間にあることを確認するのみで足りる扱とすることとした。

外国為替公認銀行のスイス連邦通貨表示期限付手形買相場

三〇日物 八三円八九銭と八三円〇九銭との間

六〇日物 八三円七九銭と八二円九九銭との間

九〇日物 八三円六九銭と八二円八九銭との間

右相場はニューヨーク市場におけるスイス連邦通貨のアメリカ合衆国通貨に対する売買相場が一定の幅をこえて変動した場合は変更される。

【昭和二十九年八月五日】

高率適用手続の一部改正

輸入金融の正常化を図る趣旨から、輸入決済手形及び輸入運賃手形の市中金利が日歩二銭一厘に引き上げられたのに伴い、これを担保とする手形貸付について高率適用手続を適用し、右適用の場合の第一次高率適用貸付利子歩合を最低利子歩合、第二次高率適用貸付利子歩合を日歩二銭とすることとし、十月一日以降の貸付分から実施することとなった。

なお、経過措置として(一)昭和二十九年八月十五日以前に輸入承認を受けた輸入関係輸入決済手形及び輸入運賃手形については、十月十五日日本行貸付分まで従来通り高率適用手続適用外貸出として取り扱うこととすること、(二)八月十六日以降十月十五日までにスタンプを押捺する輸入決済手形については、スタンプ押捺依頼銀行から輸入承認証又はその写を提出せしめ、これにより輸入承認日を確認し、右承認日が八月十六日以降であるものについては、スタンプ押捺の際、スタンプの右肩に(㊟)と表示する扱とすること、(三)八月十六日以降十月十五日までにスタンプを押捺する輸入運賃手形については、当該貨物の船積に関する輸出業者の輸入業者宛電信通知又はその写及び輸入承認証又はその写等を提出せしめ、これにより当該貨物の輸入につき輸入承認日を確認し、右承認日が八月十六日以降であるものについては、スタンプ押捺の際、スタンプの右肩に(㊟)と表示する扱とすることとした。

【昭和二十九年八月十六日】

「外国為替貸付制度改正に伴う輸入手形決済資金等の金融措置」の一部改正

現在輸入決済手形及び輸入運賃手形の取扱については、輸出前貸手形制度を準用する形式をとっていたが、事実上準用可能の範囲はかなり限定されており、又輸入金融を輸出金融と同程度に優遇するという当初の方針も既に変更され、右の準用も実質的意義に乏しいので、輸入決済手形及び輸入運賃手形の取扱について

は右の準用を廃止し、日本銀行輸入決済手形制度によることとし、八月九日から実施した。

【昭和二十九年八月十六日】

銀行間の手形再割引等に関する指導方針

先般の特別自衛措置に関連し銀行間の直接の手形再割引につき差当り左の通り指導することとなった。

(一) 手形再割引は割引市場を通ずることを原則とするが、市場取引が困難な場合は直接割引もやむを得ないものとする。

(二) 直接割引の場合のレートは、紡績手形等現行割引市場のレート等にも鑑み、差当り最高二銭三厘とする。(直接割引は何等条件を附さず期日まで買取り保持するものに限る建前とする。)

(三) 再割引の対象手形は、なるべく本行優遇手形、紡績手形及び一般手形のうち手形貸付の担保に徴求する場合の第一順位のものから選ぶこととする。

【昭和二十九年八月二十五日】

九月

第三・四半期における高率適用手続の調整率決定

第三・四半期の金融情勢は財政資金の大幅撒超が見込まれるので、従来の金融引締方針を継続する趣旨から、第三・四半期における高率適用手続の調整率については、当四半期の九〇%より七〇%にすることとなった。

【昭和二十九年九月二十五日】

十月

農林中央金庫に対する本行保有手形の売却

第三・四半期における農林中央金庫の余裕金は、例年第二次高率適用貸出肩替り、市場再割引、短期貸付及びコール・ローン等に運用されていたが、本年度余裕金につき、右の運用を大幅に認めることは、目下の金融引締政策に鑑み適当でないので、当分の間左の要領により同金庫に対して営業局保有手形の売却操作を実施することとし、これに伴い「農林中央金庫に対する手形売却手続」を制定した。

(一) 売却する手形の種類

手形貸付により差入を受けた約束手形(担保は随伴せしめない)又は割引手形

とする。

(二) 手形の売却

売却の日から一ヶ月以内の一定期日を買戻期日とする買戻条件付売却とし、買戻期日以前における手形の裏書交付は行わず、売却代り金と引換に売却手形の明細表を添付した手形売渡証書を交付する方法によるものとし、売却手形は、本行に対し売戻す場合を除き譲渡禁止とする。

(三) 売却手形の差換

原貸付又は割引依頼人による期限前返金若しくは買戻又は内入があつたときは、当該手形と同額の他の手形を以て差換えるものとする。

(四) 支払割引料

差当日日歩二銭三厘五毛の割引歩合を以て、売却の日より買戻期日までの日数(両入)に応じて算出する。

(五) 計算整理

売却手形の元本は貸方勘定科目「買戻条件付売却手形」、割引料は勘定科目「損益金」(内訳大科目「支払割引料」、内訳小科目「買戻条件付売却手形割引料」)を以て整理することとし、原手形勘定の引落は行わないものとする。

なお、右に伴い、売却手形は銀行券発行高に対する保証には充当しないこととした。

【昭和二十九年十月十五日】

十二月

第四・四半期における高率適用手続の調整率決定

第四・四半期における高率適用手続の調整率は引続き現行の通り七〇%に据置くこととなつた。このように決定されたのは、第四・四半期の財政資金の揚超が輸出の好調による外為特別会計の撒超を主因として昨年同期より著しく下廻るものと見込まれること、本行貸出の期中増加は少額に止まるものと思われること等の金融情勢を考慮し従来の金融引締方針を継続する趣旨によるものである。

【昭和二十九年十二月二十五日】

明年度における農業手形制度の実施

明年度の農業手形制度については、(1)従来の農手の中には相当の濫用が見受けられること、(2)本来農家が借入れに馴れることは好ましくないこと、(3)この際農

家及び系統機関の資金自賄態勢の整備促進を助長することが適當であること等の観点から、左の通り制度を一部改正するとともにその運用につき系統機関については農林中金をして指導(銀行に対しては本行が直接指導する)を行わせることとした。

(一) 制度の改正

農手対象資材中より大農機具を削減すること。

(二) 制度運用上の指導

(イ) 融資限度は共済金最高額に対し北海道五〇%以内、その他の地域三〇%以内(馬鈴薯、雑穀作付農家に対しては、農業手形共済基金制度に基く借入最高額の八〇%以内)を目標とすること。

(ロ) 農手の始期は地方の実情に応じてできるだけ遅らせ、終期についても同様努めて繰上げるとともに、米麦兼作農家に対する融資方については相当部分を麦代金を以て返済せしめるよう借入期間を短くすること。

(ハ) その他融資の際には農家及び系統機関の資金繰を十分検討した上で行うこと。

銀行券発行保証充当限度の改訂

銀行券発行保証物件の保証充当限度は、昭和二十七年十二月以降総額七、五〇〇億円(対民間関係四、四〇〇億円、対政府関係三、一〇〇億円)に据置かれていたが、その内対民間関係では本行貸出の収縮を反映し限度に余裕を生ずる一方、対政府関係では従来の財政撒超傾向増大に伴い特に年末の銀行券増発に際し限度の不足を生ずる懸念が強いので、今般総額は据置のまま(銀行券発行限度五、一〇〇億円も同様据置)その内訳において対民間関係は六〇〇億円減の三、八〇〇億円に、対政府関係は六〇〇億円増の三、七〇〇億円に夫々改訂され、十二月二十二日より実施された。

【昭和二十九年十二月二十五日】

昭和三十年分

三 月

第一・四半期における高率適用手続の調整率決定

第一・四半期における高率適用手続の調整率は当四半期の七〇%より六〇%に